指定旧供給地点の指定の解除について

近畿経済産業局長から意見を求められた【別紙1】の事業者及び供給地点群の 指定旧供給地点の指定の解除について、「電気事業法等の一部を改正する等の法 律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基 準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、【別紙2】のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

指定の解除事業者数:2事業者 指定の解除旧供給地点群数: 7地点群

| 事業者名 (法人番号) | 指定旧供給地点群名 |
|-------------------------------------|-------------------|
| 大阪マルヰガス株式会社 (法人番号:2120001146927) | 大倉建設株式会社 月ヶ瀬団地 |
| 株式会社エネアーク関西 (法人番号:5120001118733) | 御陵団地 |
| | 阪急産業ヤマト笠縫団地 |
| | 橋本ニュータウン |
| | 紀見C団地 |
| | 紀見A団地 |
| | 千早赤阪団地 |

公印省略20250326近畿第44号令和7年5月1日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について(回答)

令和7年3月26日付け20250318近畿第9号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。